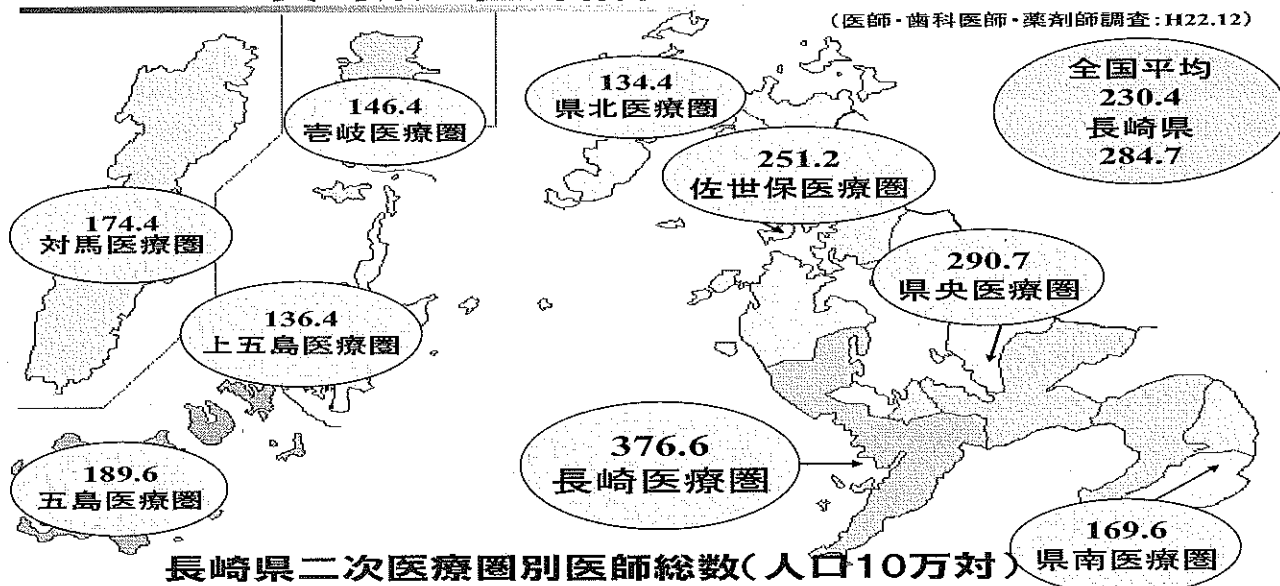


【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島・へき地における医師確保のため、一定期間、離島・へき地病院等への勤務を誘導するなどの新たな制度構築を行うこと。また、同地域に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、医師養成システムについて早急な見直しを行うこと。
- 2 離島・へき地住民の専門医療へのニーズを満たし、安全安心な医療体制を構築するために、離島・へき地の患者が専門的な医療へ容易にアクセスできるような体制の整備を行なうこと。
- 3 離島・へき地における医療提供体制整備等のため「看護師特定能力認証制度」における認証の要件及び指定カリキュラムに「一定期間の離島・へき地病院等での勤務や研修」を取り入れること。また、認証を受けた看護師が、離島・へき地で一定期間勤務する仕組みを構築すること。

長崎県の医師偏在の状況

(医師・歯科医師・薬剤師調査：H22.12)



離島の公立病院等の看護職員数及び資格取得状況 H23.12.1現在 長崎県病院企業団等調べ

病院名	看護職数	職種				資格等		
		保健師	助産師	看護師	准看護師	専門	認定	備考
五島中央病院	144	7	7	118	12	0	1	摂食嚥下障害看護
富江病院	21			19	2	0	0	
奈留病院	17			13	4	0	0	
上五島病院	93		8	72	13	0	1	がん性疼痛看護
有川医療センター	8			8		0	0	
奈良尾病院	13			10	3	0	0	
壱岐市立市民病院	108		3	85	20	0	2	呼吸器・管理
対馬いづはら病院	100	4	6	76	14	0	0	
中对馬病院	63	1		52	10	0	0	
上対馬病院	43		3	35	5	0	0	
計	610	12	27	488	83	0	4	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

我が国の医師数は、数のうえでは増え続けている一方で、医師や患者の専門医指向などにより診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加したため、全国的に医師不足の状況にあります。

本県内においても、医師の都市部への集中などにより、地域間の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。

加えて、離島・へき地では、都市部に比べ、研修施設、症例数などの要件のため専門医の資格取得が難しくなり、医師の都市部への集中が進み、地域偏在の一因となっています。

今後、大学医学部の地域枠の設定などにより、医師の供給数は増えていくもの思われますが、効果が現れるまでは長期間を要し、速効性は期待できないと思われ、また、現行のままで、供給増分が離島・へき地の医師数の増加に繋がる保証もありません。

そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への勤務の誘導策や専門医を指向する医師に対する離島・へき地の勤務経験を評価する方法などが必要となります。

また、離島地区の住民も本土地区と同じように、特殊診療科目や専門的医療の受診を望んでいるが、そのような医療を受診するのは容易ではありません。

医師不足は、看護職を初めとした多職種が関わり合う医療提供体制にも影響を与えており、「看護師特定能力認証制度」の導入をはじめとしたチーム医療の推進は、少ない人材や特有の環境に置かれている離島・へき地における医療提供体制の整備には欠かすことの出来ないものと考えられます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、離島・へき地病院等での勤務を評価するインセンティブを与えるなどの方法により、それらの地区への勤務を誘導するような国家レベルでのシステムの構築が必要であると考えます。

・離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするためには、指導のIT化の推進などによる離島・へき地における指導体制や症例数の確保などに関する取得条件について、学会への働きかけが必要であると考えます。

・離島地区の住民も本土地区と同じように、がん治療（放射線治療など）や先進医療などの高度な専門診療を受けることを望んでいます。

・そこで、離島地区の住民がこれらの治療を受けられるよう、住民に対する交通費などの財政的支援が必要であると考えます。

・今後、本格化することが見込まれる「看護師特定能力認証制度」は、特定能力認証後の看護師に確実に医療人材の不足している地域、施設等へ、勤務してもらうシステムが必要と考えます。

・離島・へき地においては、医師不足等に対応できるチーム医療が求められていると同時に、特定能力の認証を受けた看護師に求められるプライマリーケア等の実践研修等が可能であることから、認定要件（離島へき地での実務経験）や養成カリキュラムの一部に「離島・へき地での研修等」を組み込んだシステムの構築が必要と考えます。

【3】 本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 離島・へき地地域の医師確保のため、医師不足地域における一定期間の診療経験を病院・診療所の管理者となる要件として医療法に位置づけるなどの制度構築。
- ・ 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするため、取得条件の見直しについての国から学会への働きかけ。
- ・ 離島地区の住民が本土地区で専門医療を受ける際の交通費に対する助成。
- ・ 「看護師特定能力認証制度」における認証の要件及び指定カリキュラムに、一定期間の「離島・へき地での勤務や研修」を取り入れること。
- ・ 特定能力の認証を受けた看護師が、離島・へき地で一定期間勤務するシステムを構築すること。

【4】 要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 医師の地域偏在の是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- ・ 離島・へき地の診療経験が医師のキャリアパス上不利とならなくなり、地域医療を志向する医師が増えます。
- ・ 離島地区の住民が専門的医療へ容易にアクセスすることができます。
- ・ 特定能力認証をめざす看護師が、離島・へき地で臨床経験を積むことで、より自律的・的確な判断力と習熟した技術を修得でき、医師不足地域での医療提供体制を充実させることができます。
- ・ 産科・外科等の医師不足が顕著な離島・へき地の病院においては、特定能力の認証を受けた看護師の果たす役割が他の地域よりも大きくなると考えられ、緊急応変的な判断や処置により、住民へ早期治療(特定の医行為)が可能になります。
- ・ 認証を受けた看護師を、離島・へき地へ牽引する仕組みを作ることで、「看護師特定能力認証制度」の目的を達成することができ、制度創設の効果を発揮できます。

40 町村福祉事務所の設置促進について

【要望先：総務省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応を可能とし、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットとなる。このため、町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税による財政措置を講じること。

○本県における市町村合併に伴う、町村数等の減少（平成24年1月現在）

時 期	町村数	県事務所数	町村の生活保護世帯数
平成16年2月	71町村	8所2支所	4,092
平成24年1月	8町	3所	1,078
比 較	△63町村	△5所2支所	△3,014

○町別の生活保護世帯数等（平成24年1月現在）

県福祉事務所名	所在地	管 轄 町	生活保護世帯数
西彼福祉事務所	長崎市	長与町	186
		時津町	216
東彼・北松福祉事務所	佐世保市	東彼杵	62
		川棚町	84
		波佐見町	82
		佐々町	152
		小値賀町	28
上五島福祉事務所	新上五島町	新上五島町	268
計		8町	1,078

○全国における町村福祉事務所の設置状況（平成24年1月現在）

大阪府	奈良県	三重県	島根県	計
1町	1村	1町	12町1村	38町村
鳥取県	岡山県	広島県	鹿児島県	
8町1村	1町2村	8町	2町(長島、屋久島)	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

少子高齢化の急速な進展等に伴い、福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく状況にあります。また、市には福祉事務所の設置義務がありますが、町村の場合は、任意となっていることから、本県においては、全ての町を県が設置する福祉事務所で所管しています。

こうした中、生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応が可能となり、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットがあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・福祉事務所の運営費は、市の場合は、普通交付税で措置されますが、町村の場合は、特別交付税で措置されることから、以下の課題があります。

- (1) 特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。
- (2) 普通交付税と比較して、特別交付税は交付時期が遅い（普通交付税は4～11月、特別交付税は12月）ため、資金繰りに悪影響を及ぼすこと。
- (3) 特別交付税は、経常収支比率の算式上、分母（経常一般財源等）に参入されないため、経常収支比率を高める要因となること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・町村が新たに福祉事務소를設置運営していく場合、市と同様、普通交付税により財政措置されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・各町との協議結果から、運営経費が特別交付税であることが課題として示されており、特別地方交付税ではなく普通交付税であれば、町村にとっては、財源措置がより明確となり、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、町村福祉事務所の設置が推進されることが期待できます。

・町村福祉事務所の設置による効果としては、

- (1) 福祉分野において、市と同等の権限を有することになります。
- (2) 町民ニーズに対し、総合的に完結可能なサービス提供体制が整備できます。
- (3) 迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上につながります。
- (4) 他の福祉部門等との連携により、住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握が容易となり、総合的なサービスを迅速に提供することが可能となります。